

特記仕様書（公契約条例関係）

適正な労働条件の確保に関する報告について

本市では、「四日市市公契約条例」の規定に基づき、対象となる工事請負契約（予定価格1億円以上）及び業務委託契約（予定価格1,000万円以上）において、業務に従事する労働者が安心して暮らすことのできる適正な労働条件の確保と、事業の質の向上を図るため、適正な労働条件の確保に関する報告（以下「報告」という。）を提出していただくこととしております。

当業務委託は、対象となる契約となりますので、報告を提出していただく必要があります。

報告の提出方法等

契約締結後速やかに「労働環境チェックシート」を提出していただきます。

提出いただいた「労働環境チェックシート」の内容に疑義が生じた場合は、関係書類の確認や従業員への聞き取りなどの調査を行います。

調査の結果、労働条件の確保が不適正であると認められる場合には、改善の指示を行いますので、改善内容を記載した報告書を提出していただきます。